

第 222 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 5 年 6 月 22 日(木) 午前 9 時 00 分～ 午前 9 時 50 分

2. 場 所 横田庁舎 大会議室

3. 出席委員 (37名)

1番 高橋 政伸	2番 中林 孝	3番 立石 覚	4番 若槻 隆季
5番 大坂 茂	6番 足立 信子	7番 古田川 光彦	8番 内田 吉彦
9番 藤原 康正	10番 石原 隆幸	13番 磯田 光徳	14番 藤原 功
15番 宇田川 光好	16番 安部 備造	17番 勝部 定次	18番 金倉 弘美
19番 和久利 勝	20番 八澤 幹夫	21番 若槻 進	22番 藤原 克巳
23番 和久利 健	24番 高橋 正敏	25番 石原 宏二	26番 賀元 春男
31番 山田 幸則	32番 福本 成美	33番 安部 治美	34番 卜藏 秀夫
35番 松原 康夫	36番 岩田 孝史	37番 若槻 保	38番 堀江 敏久
39番 永濱 孝之	40番 石原 博	41番 足立 康夫	42番 松島 昭夫
43番 原田 二郎			

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会 事務局長補佐 福 田 貴 美 子

5. 欠席委員 (7名)

11番 石原 敬二	12番 松原 武雄	27番 若月 勝久	28番 藤原 修
29番 藤原 功	30番 小池 誠		

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 農地の合意解約に関する届出について

議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地利用集積計画の承認について (利用権の設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第222回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は11番 石原委員、12番 松原委員。出席者は18名中16名、過半数に達しており本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、6番 足立委員、7番 古田川委員にお願いをいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第1号からその他まで順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和5年6月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積284㎡他で計1,035㎡。賃貸人氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和5年5月17日。解約成立日、土地引渡時期いずれも令和5年5月17日。解約の理由、住宅移転のため。 番号2、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積284㎡他で計1,035㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ●●●●番。賃借人氏名 公益財団法人しまね農業振興公社、住所 松江市黒田町432番地1。解約届出日 令和5年5月17日。解約成立日、土地引渡時期いずれも令和5年5月17日。解約の理由、住宅移転のため。 番号3、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積2,580㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和5年6月2日。解約成立日、土地引渡時期いずれも令和5年5月31日。解約の理由、双方の合意による。 以上です。
議長	事務局説明が終わりました。報告事項ですので質疑等はいりません。 次、議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第1号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年6月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/畑、現況/墓地。面積2,86㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。転用目的 墓地、施設等 墓地。転用理由 平成18年の大雨により既設墓地が流欠したため住宅裏に移転させる。除地については、県の同意を得て、平成24年4月9日付けで公告されています。追認です。顛末書を読み上げます。資料1に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号2、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積284㎡他で計1,035㎡。申請人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。職業 ■■■■。転用目的 一般住宅、施設等 住宅、駐車場。転用理由 現在居住する家屋は高台にあり老後の生活には不便であるた

事務局	め、申請地へ移転する。除地については、県の同意を得て、令和5年2月28日に公告されています。資料2に地図を載せておりますので、参考にご覧ください。 番号1は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 番号2につきましては、平成10年から平成14年において、棚田地域等緊急保全対策事業が実施されていることから、第1種農地と判断しました。 許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。 奥出雲町土地改良区に許可申請に係る確認を行ったところ、「転用申請地一帯は、棚田地域等緊急保全対策事業■■■■地区の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請については、周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと、工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。 また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、7月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について36番岩田委員、お願いいたします。
36番	議案第1号番号1につきまして36番岩田が補足説明をさせていただきます。 □□□□自治会の方の案件です。事務局から顛末書の説明がありましたように、地籍調査がありまして、その時に、いまある墓地の地目が畑になっていることが判明いたしまして、今回の申請に至りました。何ら問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、38番堀尾委員、補足説明をお願いします。
38番	議案第1号番号2につきまして38番堀尾が補足説明をさせていただきます。 場所は、□□□□集落の、■■■■にある3筆の農地です。〇〇〇〇さんの現在の住宅は、国道より、踏切設備のないJR木次線を横断し、急勾配の狭い道を通っていく場所にあり、住宅も老朽化が進んでいると聞いています。国道に面する自己保有地はなく、やむを得ずの申請です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。

議長	(はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号1について承認することに決しました。 次に議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程いたします。 事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号。農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。 令和5年6月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,118㎡のうち、408.3㎡。権利は使用貸借。貸付人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。借受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。転用目的 作業用地、施設等 作業用地。転用の理由 特別高压送電線路除却工事にともなうモノレール基地として使用。転用期間満了後は農地に復旧。一時転用で、転用期間は許可の日から令和5年11月30日までです。 この案件につきましては、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ない。」に該当するものと考えます。 資料3に地図をのせていますので、参考にご覧ください。 以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、28番藤原委員は欠席ですので、私が説明をいたします。 場所につきましては、□□□□の国道432号線から■●●●方面に800mほど入ったところの位置でございます。現在、○○○○さんは90歳とご高齢で病気がちでございます。また若い人は入院中ということで、自己保全管理になっています。6月1日に△△△△の関係者と藤原委員と現地を確認いたしました。モノレールを撤去したものについては問題ないと判断いたしました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)を上程いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和5年6月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1,269㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はごらんのとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面

事務局	積は、ご覧ください。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,060㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は、ご覧のとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局説明が終わりました。続いて補足説明に入ります。番号1について、29番藤原委員は欠席ですので、私が説明いたします。 △△△△さん、80歳ということですが、これまで家族さんである●●●●さんという方が契約しておられ、昨年お亡くなりになられたため、△△△△さんが新規で耕作をするということになります。この田圃は○○○○さん宅からは2kmくらい離れており、△△△△さん宅の前にあるということで、頑張って作るということになりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。15番宇田川委員。
15番	さっき説明がありましたように、効率的に利用できるということで受け手の方が出てきていると思いますが、農機具も所有しておられないので、誰かが代わりに作られると思います。そういった状態のとき、我々が審議する意味がどこにあるのかと思ひまして。将来的に。下限面積もなくなりましたので。
事務局	△△△△さんにつきまして、機械の所有はありませんが共同の機械を借りてということで、本人さんにも事務局の方から確認をさせていただきました。
15番	自分が運転されるのですが？営農組合がするでしょう。
議長	ご説明いたします。○○○○さんと△△△△さんの田圃はひとつの田圃になっていまして、畦畔がない中で、圃場整備の格好で作ってありまして、本当は2反くらいの田圃になります。法人○○○○、△△△△営農組合にそれぞれ加入しておられますので、機械については問題ないと思っております。子どもさんが□□□□の方におられ、土日はたまに帰って手伝っていただくということで受けてもらっております。以上でございます。
事務局	委員さんに現地の確認をお願いし、また、地域的なことであったり、今までの環境などもご確認をいただいた上で申請書が提出される、と事務局では判断させていただいています。さらに事務局で書面を見て、ご本人様に確認をさせていただく要件がある場合には、直接お話を聞いたりする部分があることをご承知いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 続いて番号2について、43番原田委員、補足説明をお願いします。
43番	議案第1号番号2につきまして43番原田が補足説明をさせていただきます。 場所は□□□□の■■■■地内でございまして、△△△△さんは熱心な農業者であり、更新でもございますので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	続いて質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について承認することに決しました。 事務局、その他について何かございますでしょうか。
事務局	7月の総会につきましては、許可申請書の〆切日を少し早めまして、通常ですと総会当月の10日としておりますが、6月末で〆切をさせていただきたいと思っています。7月1日から10日までのところで申請されて受付をしてもものにつきましては、新しい委員さんでの、全体での総会で審議をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 新しい農業委員の名簿につきましては、今月の広報の配布に合わせ、回覧をさせていただくこととしております。お手元にそれぞれお配りしておりますので、ご確認いただければと思います。併せまして、現在の委員の皆様には、7月の19日で任期を迎えることとなります。配布しておりますバッジ等につきましては、お返しいただく必要がある委員さんにつきましては、準備をしていただければと思っております。推進委員から農業委員、あるいは継続して農業委員をお願いされる方につきましては、必要なもの以外は返却ということになりますので、ご承知おきください。 このあと、阿井地区での事例発表ということで、立石委員さんの方へお願いをさせていただきたいと思っております。 (立石委員の事例発表)
議長	ありがとうございました。本日上程いたしました議案は以上でございます。 次回の総会は7月18日(火)9時から、横田庁舎3階大会議室で開催します。 以上で本日の総会を終わります。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 6番 ⑩

議事録署名委員 7番 ⑩